

研修参加報告

(日本共産党)

<研修目的>

世界と日本の情勢を学び、地方自治のあり方、自治体と議会の役割について考察を深め、議員の資質を向上させるために参加。

<研修概要一覧>

講義のプログラムと講師

5月9日	「トランプ政権のアメリカと世界、そして日本」	本田浩邦氏
5月9日	「憲法はどのように教育権・学習権を保障したか」	荒井文昭氏
5月10日	「日本国憲法の地方自治原則と現実的な展開」	池上洋通氏
5月10日	辺野古から問う日本の地方自治	白藤博行氏

<講義概要報告>

講義1 「トランプ政権のアメリカと世界、そして日本」

講師 本田浩邦氏 獨協大学教授

●概要:(資料別紙)

1 トランプ政権の実相、「だれが外交政策を作っているのか?」

・政権の主要閣僚の紹介、国務長官レックス・ティラーソン氏は元エクソンモービル社であった。エクソンモービル社の紹介そして、石油・天然ガス、武器、金融の結びつきについての説明があり、資源開発による収入→開発独裁体制の財政基盤→その一部で武器購入がされているということである。

・日本の武器輸出と「オフセット取引」については、アメリカの軍需企業は武器開発のための膨大なコストと膨大なオフセット債務を抱え、これを日本に負担させようとしているということである。

2 アメリカ経済の深層

アメリカ経済低迷の根源は所得分配と企業行動にある。賃金の抑制の中で、消費需要の低迷があるとしており、生産性上昇の恩恵が中位層、下位層にトリクルダウンをしない。超富裕層への権力の集中がある。

3 日本経済はどうなる

日本の所得税も引き下げられ、それとともに経済格差が拡大しつつある。その一方で、企業の内部留保は、2015年の残高で360兆円となっている。企業利益の分配を見

ると、トヨタの場合、賃上げを1とすると、配当は660倍、内部留保はベアの1200倍である。また、表を示し、日本の株式市場は外国人投資家が支配していると説明。その儲けはタックスヘイブンで無税で収入が得られている実態や、他にも、大企業の税負担や、優遇税制制度などが説明された。

4 アベノミクスに変わる代替政策が必要

戦後の日本経済の流れを振り返りながら、現段階を経済成長の恩恵の海外への流出、大企業と富裕層への集中がある。日本の大企業と銀行の支配構造がアメリカ中心の制度に組み込まれている。その中でアベノミクス政策を説き、結果、恩恵は富裕層に、公共投資の波及効果はなく、経済格差の拡大、不安定就業、就学困難、男女の中時間労働となっている。地方創生の行き詰まり、地方の競争的な統廃合へとなっている。

どうすれば現状を開拓できるかについて、また、長期不況と経済格差に挑む具体的な経済政策について説明があり、アジアの平和的枠組みの構築が必要だと提案、説明があつた。

＜考察＞

世界経済のなかにあり、日本の経済も影響を受けているとは思いつつも、日本の大企業と銀行の支配構造そのものが、アメリカの模倣となっていることと、アメリカ中心の制度に組み込まれている現状の説明に、改めて、物事を広く深くとらえることの重要性、必要性を感じた。現状を開拓する成長戦略の代替戦略について、教育、社会保障を軸にした「社会的経済領域」の拡大、地方経済の再生については、今後も学びつつ、現に寄せられている市民の皆さんへの要望で、具体的な提案と議論の必要性を強く感じた。

講義2 「憲法はどのように教育権・学習権を保障したか」

講師 荒井文昭氏

●概要：(資料別紙)

憲法に照らして、今起きている事態の本質を学びあい、地方自治の位置から展望を開く視点で話があった。

- 1、学習する権利としての教育を受ける権利
- 2、教育目的としての人格の完成
- 3、教育における地方自治の変遷と不当な支配の禁止

について講義を受けながら、「人格の完成」、教育における基礎的自治体の役割などについて、分散会によるグループ討議での意見を出し合う学び方をした。

講義内容は、憲法に保障された、1、基本的人権としての教育、学習する権利としての教育の権利、不登校児童生徒の学ぶ権利の保障、支援が、教育機会均等法でできた。

2、教育目的としての「人格の完成」については、①、教育にかんする勅語から②、教育基本法と教育目的としての「人格の完成」となった。しかし、2006年教育

目標の法定化がなされ、「特別の教科 道徳」が実施されることになった。

- ・ 18歳選挙権と主権者教育、産業構造の転換と学力の3要素政策がだされた。

教育における地方自治の変遷と「不当な支配の禁止」では、教育委員会制度の変遷について説明があり、2014年改定で、総合教育会議と教育大綱、執行機関として残された教育委員会となった。学校運営協議会の設置が努力義務化された。

＜考察＞

森友学園では、すでに新しい憲法のもとで、教育勅語を用いた教育がなされた問題があった。

地方自治を実現していくには、憲法で保障された学習権を保障、実現していくことを、国と自治体でその役割をいかに担っていくかにかかっているという提言である。社会教育の縮小、専門的裁量の縮小が起こる中で、教育実践の自立性と、それを支える地方自治体の在り方となっているかについて教育現場の声を聞く視点を学ぶことができた。

安来市においては教育施策の拠点である教育委員会が広瀬庁舎にあり、その耐震性、施設内容・整備については、安心して働く職場環境の条件整備が必要であると考える。

講義3 「日本国憲法の地方自治原則と現実的な展開」

講師 池上洋通氏

●概要：(資料別紙)

I 日本国憲法の違法自治原則の確認

1、日本国憲法の成り立ちを見る

明治憲法の改正憲法

- ・日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」と憲法前文にあるように太平洋戦争の反省に立って制定された。

- ・大日本帝国憲法とそれによる国家体制についての深い反省に立って、基本理念の転換をした。
①君主主権を国民主権に移行した。
②「武力によらない恒久平和の実現」である。

2、日本国憲法の地方自治規定の意義と特徴

①権力の分立と地方自治②基本的人権の実現と地方自治③中央政府と地方自治政府の対等性と地方自治の民主的確率の重要性④権利としての地方自治を主なものとしてここに掲げたが、戦前の地方自治の説明と新憲法で保障された地方自治について説明がなされた。

II 憲法原則をゆがめた地方自治の展開と民主的な転換への道

- ・憲法に基づく自主的な地方自治への転換
- ・地方自治体における権力分立体制の確立
- ・地方自治の民主的発展のカギを握る地方議会の改革について地方自治法の引用をしながらの説明があった。

<考 察>

日本国憲法について、明治憲法と比較しながら、あらためて学ぶことができた。特に國民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重が盛り込まれたことを今日の政治に生かしていくことが重要と思った。地方自治に関しては新憲法で保障されたものであるとともに、現状で地方自治が生かされない状況があること、国で決まったことに今更意見書を出しても仕方がないという意識は変えていくべきであると思った。民主的発展のカギをにぎる議会改革については、さらに学びながら自治の視点での議会の役割を果たさなければならぬと思った。

講義4 「辺野古から問う日本の地方自治」

講師 白藤博行氏

●概要：(資料別紙)

沖縄県名護市辺野古沖の辺野古新基地建設をめぐる国と沖縄県との紛争について、翁長雄志沖縄県知事は公有水面埋立承認取消処分をしたが、国の勝訴、それを理由に辺野古沖工事の再開が強行された。これに対して沖縄県は、沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破碎等許可の撤回、新たに必要とされる同許可の拒否、公有水面埋立法に基づく埋め立て承認の撤回などあらゆる知事権限を使って辺野古新基地建設を阻止する構えを続けている。辺野古争訟を振り返り、沖縄県の自治への闘争から見える日本の立憲主義、法治主義、憲法が保障する地方自治の現状と課題について話された。

<考 察>

- ・沖縄防衛局が行った国交大臣への行政不服審査法上の審査請求、執行停止申し立てについて～行政不服審査法はそもそも一般国民が行政によって権利や自由を侵害されたときに、行政を相手に、行政処分の違法・不当を理由に審査請求をしたり執行停止を求めたりするための制度であり、沖縄防衛局が「国民」とあると主張したことが通ったことに疑問を感じた。
- ・国の埋め立て工事の再開について沖縄県が事前協議の必要性を訴えているにもかかわらず、工事が再開、続行されている状況がある。辺野古新基地建設のためには、「沖縄県における水産資源の保護培養」を侵害してもという強権的なやり方と地方の発展を無視したやり方を国が進めることは納得できない。地方自治と国策においては、憲法が生かされる憲法を基本にした進め方が重要であるとともに、県民が納得しないことをなぜ進めるのか疑問を呈する。
- ・地方自治を守るために、沖縄県民は「あきらめない」、本土は「忘れない」、米国に「任せない」が重要だと説かれた。沖縄県の問題は私たちの問題だと思った。

以上